

福祉サービス第三者評価手数料

宮城県福祉サービス第三者評価事業を実施するにあたり、下記の評価手数料及び適用条件にて執行を行うことといたします。

記

(1) 【手数料及び適用条件】 子ども分野、高齢者分野、障害者・児分野

手数料（税別手数料・消費税10%）	適用条件
20万円（181,818円 18,182円）	利用定員数 50人未満
25万円（227,273円 22,727円）	利用定員数 50人以上

※利用者一人あたりの通信費（税別）として200円をご負担いただきます。

※上記手数料対象分野

子ども分野（保育所）

高齢者分野（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・通所介護事業所）

障害者・児分野（障害者・児童施設）

(2) 【手数料及び適用条件】 社会的養護関係施設

手数料（税別手数料・消費税10%）	適用条件
25万円（227,273円 22,727円）	利用定員数 100人未満
30万円（272,727円 27,273円）	利用定員数 100人以上

※利用者一人あたりの通信費（税別）として200円をご負担いただきます。

※宮城県外の評価調査の場合は、訪問調査等に係る交通費をご負担いただきます。

※上記手数料対象分野

社会的養護施設（児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設

・母子生活支援施設）

(3) 消費税率10%への引き上げに伴う対応について

消費税法により、消費税率は申込日に関わらず、受審事業所の福祉サービス第三者評価結果報告書が決定された月日により適応されます。福祉サービス第三者評価事業は契約日から訪問調査を経て評価結果が決定されるまで約6ヶ月を要し、福祉サービス第三者評価結果報告書の決定は10月1日以降になることから、上記の手数料の内訳となります。